

避難確保計画（火山編）作成ガイド

【火口周辺の地区一体版】

（案）



令和 3 年 3 月
内閣府（防災担当）

目 次

●本書全体の構成	2
----------	---

【準備編】

1. 資料の準備	4
2. 火山現象の確認	4
3. 火口位置の確認	5
4. 影響を受ける火山現象の確認	5
5. 防災対応の必要なタイミングの確認	6
6. 避難先・避難経路の確認	7
7. 防災情報の伝達ルートの確認	7
8. 計画の前提となる状況を確認	8
9. 相談窓口の確認	9

【作成編】

地区一体版

1. 計画の目的	11
2. 当地区の位置	12
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	13
4. 防災体制	14
5. 情報伝達及び避難誘導	
5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、 又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合	17
5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合	20
5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合	23
6. 資器材の配備等（必要な物資等）	28
7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発	32

<本書全体の構成>

本書は、「準備編」と「作成編」から構成されています。

準備編を1～9と順を追って確認しましょう。作成編はステップ1～8の順に作成していくと、全体を理解しやすくなります（確認・作成を終えたところからチェックを入れましょう。作成の進み具合を確認しやすくなります）。

準備編

1. 資料の準備
2. 火山現象の確認
3. 火口位置の確認
4. 影響を受ける火山現象の確認
5. 防災対応の必要なタイミングの確認
6. 避難先・避難経路の確認
7. 防災情報の伝達ルートの確認
8. 計画の前提となる状況を確認
9. 相談窓口の確認

作成編

作成したらチェック

ステップ1 避難確保計画の目的を確認しよう！

ステップ2 火山における施設の位置を確認しよう！

2. 施設の位置

ステップ3 計画の対象を確認しよう！

3. 避難確保計画の対象とする人数及び範囲

ステップ4 防災体制を整えよう！

ステップ5 災害対応の役割分担を決めよう！

4. 防災体制

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！

5. 情報伝達及び避難誘導

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制が無い中で、突発的に噴火した場合

ステップ7 いざというときのために必要な備えをしよう！

ステップ8 火山防災に関する教育や訓練を計画しよう！

【準備編】

【準備編のご利用にあたり】

- 1 本準備編には、ひな形を用いて避難確保計画を作成するにあたり、必要となる資料を用いた確認事項等を記載しています。
- 2 本準備編に記載された内容の他、さらに詳しいことを知りたい場合は、令和3年3月に内閣府（防災担当）が作成した「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（第2版）」をご参照ください。
- 3 火山ごとに、また施設ごとに影響を受ける火山現象は異なります。このため、施設・地区それぞれが、火山や施設・地区の特性を踏まえて必要な対応を考えることが重要です。
- 4 本準備編は、避難促進施設において、標準的な火山の状況や防災対応を示しています。そのため、火山の特徴や施設の種別によって、防災対応等が変わることがあるので、市町村に確認しましょう。

1. 資料の準備

✓ 必要な資料を準備しましょう。

避難促進施設に指定された施設及び地区は、火山が噴火したときに、大きな噴石や溶岩流、火碎流・火碎サージや融雪型火山泥流等の火山現象により、被害を受ける可能性があります。

自らの地区がどのような火山現象の影響を受けるかを確認するとともに、いつ、どのように避難したらよいかを確認するため、以下の資料を集めましょう。

■ 火山防災マップ（火山ハザードマップ）

影響を受ける火山現象（大きな噴石、溶岩流、火碎流・火碎サージ、融雪型火山泥流、火山ガス等）の種類や影響の範囲を確認できます。

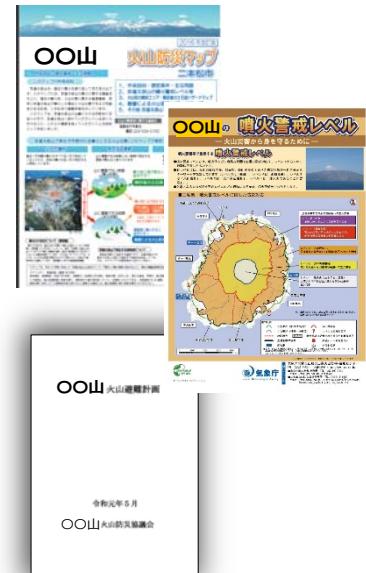
■ 「噴火警報と噴火警戒レベル」のリーフレット

噴火時等に危険な範囲や必要な防災対応がレベルごとに区分されているため、レベルに応じたとるべき防災行動が確認できます。

■ 火山避難計画又は市町村からの説明資料

火山の概要や想定される火山活動、火山活動が活発化した場合の防災機関の活動体制等を確認できます。

※入手先：上記の資料は、市町村・都道県ホームページや気象庁ホームページ等から入手できます。
詳しくは、市町村担当窓口までお問合せください。



2. 火山現象の確認

留意事項

✓ 火山現象を確認しましょう。

火山が噴火するとさまざまな火山現象（大きな噴石、火碎流・火碎サージ、融雪型火山泥流、溶岩流、火山ガス等）が起こりますが、噴火開始から避難までの時間的余裕がほとんどなく、生命に対する危険性が高い現象として、

- 大きな噴石
- 火碎流・火碎サージ
- 融雪型火山泥流



等が挙げられます。

【火山現象のワンポイント】

- 季節によって発生する火山現象が変わるので、計画を立てる場合に注意しましょう。
- 想定される火口の位置が複数（山頂や山腹等）あると、噴火の位置によって影響を受ける火山現象も変わるので、危険側に立った計画を作成しましょう。
- 火山現象がどう推移していくのか、噴火シナリオへの理解を深めたい場合は、火山避難計画を確認しましょう。



■ 火山防災マップ・火山ハザードマップ
→危険な火山現象（大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流、溶岩流、火山ガス等）の影響が及ぶ範囲を地図上に明示したものです。
※火山防災マップや火山防災ハンドブック等様々な名称で作成されている場合があります。分からぬ場合は、市町村担当窓口に直接問い合わせてみましょう。

■ OO山火山避難計画
→住民、登山者等あらゆる者を対象に火山地域全体の避難対応を定めたものです。

■ 火山防災協議会
→活火山法第4条に基づき、火山災害警戒地域をその地域に含む都道県や市町村が、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に向け必要な協議を行ったために設置する組織をいいます。

■ 「噴火警報と噴火警戒レベル」のリーフレット
→各火山の噴火警報と噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」や「とるべき防災対応」について記載されています。

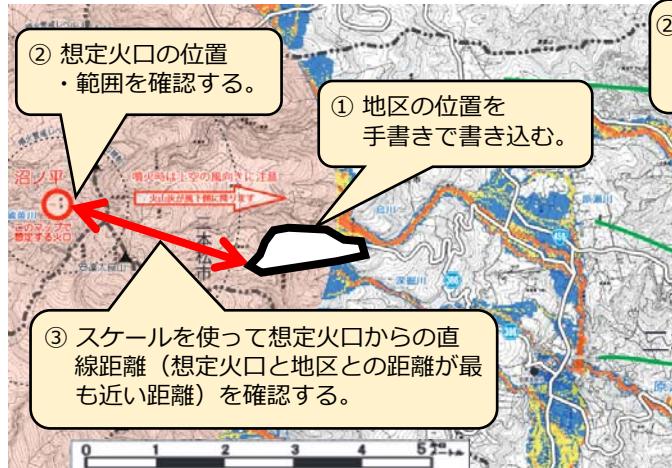
3. 火口位置の確認

✓ 火口と地区の位置関係を確認しましょう。

【手順】

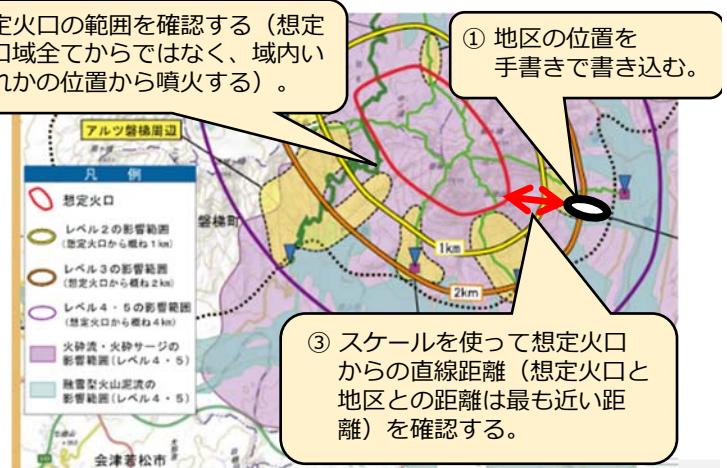
- ① 用意した地図や火山防災マップに地区の位置を書き込みましょう。
- ② 想定火口の位置・範囲を確認しましょう。
- ③ 想定火口からどの程度離れているか（距離）を確認しましょう。

【想定火口の範囲が狭く位置を特定できる場合】



② 想定火口の範囲を確認する（想定火口域全てからではなく、域内いずれかの位置から噴火する）。

【想定火口の範囲が広い場合】



- 想定火口が山頂等に限定されておらず、広範囲に及ぶ場合には、どこで噴火するかを特定できない前提（全範囲）で検討を進めます。
- 複数火口の場合は、地区と火口域の距離が最も近い場合の距離を記載しましょう。

4. 影響を受ける火山現象の確認

✓ 地区に到達する火山現象の影響を確認しましょう。

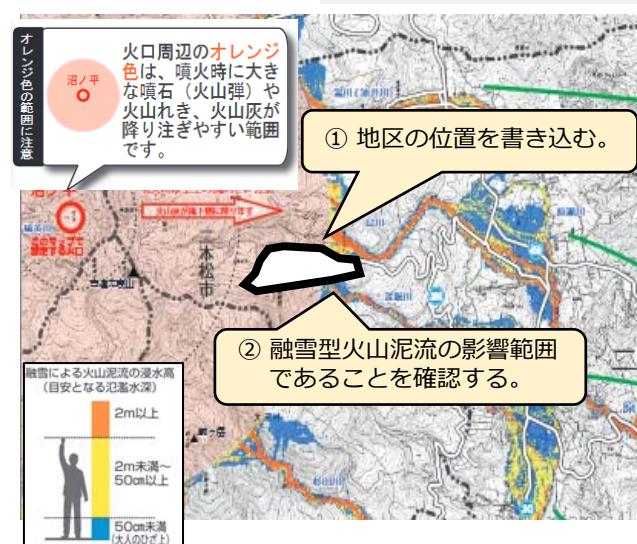
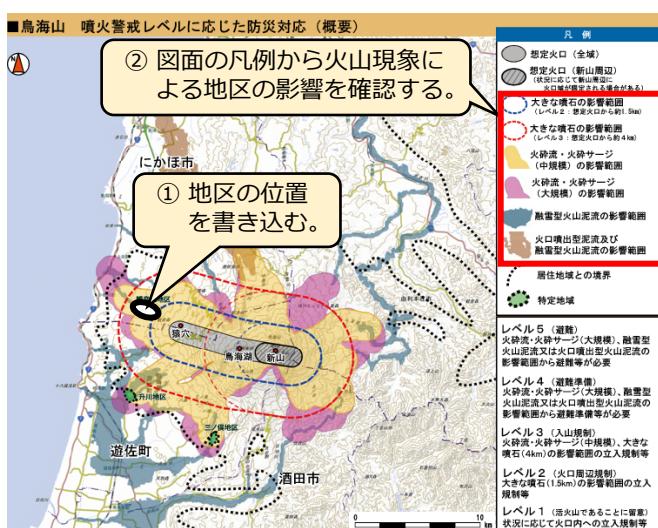
【手順】

- ① 用意した地図や火山防災マップに地区の位置を書き込みましょう。
- ② 図面の凡例から火山現象による地区の影響（地区の一部のみに影響する場合も含む）を確認し、以下の該当する火山現象に○印をつけたり、その他の影響のある火山現象を書き込んだりして、整理しましょう。

大きな噴石，火碎流・火碎サージ，融雪型火山泥流，溶岩流，火山ガス
その他（）

- 火山ハザードマップには、1つの火山現象につき1枚の図で示しているものもあれば、複数の火山現象を1枚の絵に示している場合があります（図のタイトルや、図面の凡例で確認しましょう）。

- 噴火の規模が複数想定されている場合は、それぞれの想定規模で影響を受ける火山現象を確認しましょう。



5. 防災対応の必要なタイミングの確認

✓ 防災対応の必要な噴火警戒レベルを確認しましょう。

【手順】

- ①気象庁リーフレットの表面を見て、地区が防災対応をとる必要がある噴火警戒レベルを確認し、以下の該当するものに○印をつけましょう。
- ・噴火警戒レベル4・5（避難準備・避難）……………範囲内・範囲外
 - ・噴火警戒レベル3（入山規制）に応じた規制……………範囲内・範囲外
 - ・噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に応じた規制……………範囲内・範囲外

噴火警戒レベルに応じた規制等より火口側を内側とし、地区が規制等の範囲よりも…

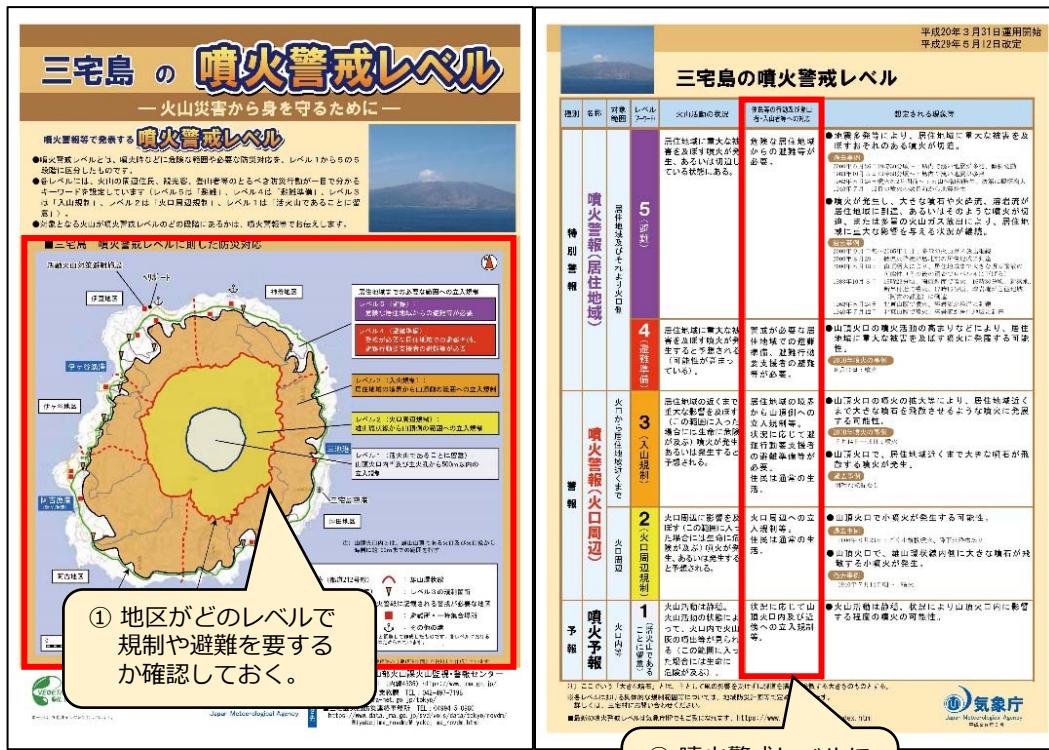
- ・内側にある場合は「範囲内」（地区の一部が内側にある場合も含む。）
- ・地区全体が外側にある場合は「範囲外」

に○印をつけましょう。

- ②気象庁リーフレットの裏面を見て、各噴火警戒レベルでとるべき防災対応を確認しましょう。。一般的には、範囲内に含まれる噴火警戒レベルに引き上げられたときは避難又は避難準備、範囲外の噴火警戒レベルの場合や**火山の状況に関する解説情報（臨時）**が発表されたときには、利用者等への情報伝達が必要になります。

表面：噴火警戒レベルの影響範囲

裏面：噴火警戒レベルの引上げに伴う規制等



① 地区がどのレベルで規制や避難を要するか確認しておく。

② 噴火警戒レベルに応じた防災対応を確認しておく。

留意事項

【用語解説】

■噴火警戒レベル

→噴火警戒レベルとは、気象庁が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と**防災機関や住民等のとるべき防災対応を5段階に区分して発表する指標**です。噴火警戒レベルの引上げ時に伴い、地区にどのような規制がかかるのかを確認しておきましょう。

■噴火警戒レベル2に応じた規制の範囲は、火口周辺規制を実施する範囲。噴火警戒レベル3に応じた規制の範囲は、入山規制を実施する範囲のことです。

■噴火警戒レベル4・5の範囲は、噴火警戒レベル3に応じた規制の範囲より外側の火山現象の影響範囲や市町村が定めている避難対象地域のことです。

気象庁リーフレットに噴火警戒レベル4・5の範囲が示されていない場合、以下の資料から地区的対応に関する記述を確認しましょう。

○火山防災マップ（火山ハザードマップ）

→噴火警戒レベル4・5に相当する火山現象の影響範囲かどうか。

○火山避難計画

→噴火警戒レベル4・5における避難対象地域かどうか。

確認しても分からぬ場合は、市町村の担当者に問い合わせましょう。

【用語解説】

■火山の状況に関する解説情報（臨時）

→噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、発表される情報です。情報が発表された場合は、火山活動が活発になっている可能性があり、注意が必要です。

【参考】

■噴火警戒レベル2やレベル3の規制範囲の外側にある地区であっても、火山活動の活発化に伴いごく短時間での影響を及ぼす火山現象もありますので、十分に留意しておきましょう。

■噴火警戒レベルの判定基準

→気象庁ホームページにて、各火山の噴火警戒レベルの判定基準と判定基準の解説を表にまとめています。

6. 避難先・避難経路の確認

✓ 避難先及び避難経路を確認しましょう。

【手順】

- ① 火山避難計画又は市町村からの説明資料等を見て、避難先を確認しましょう。
- ② 避難経路や避難方向を確認しましょう。
避難計画等に文字で記載されている場合は、火山防災マップ等を用いて、実際の避難経路をなぞりましょう。

留意事項

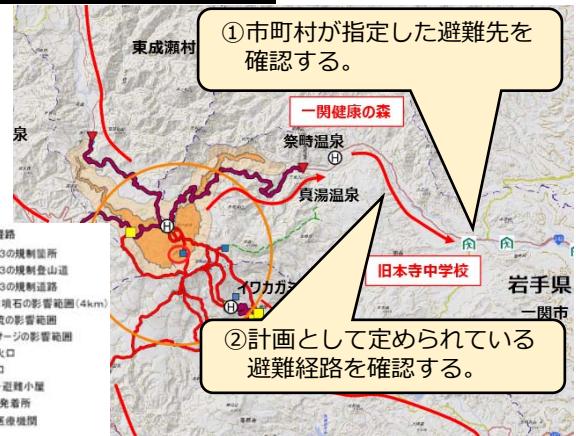
- 大きな噴石の影響を受ける地区等噴火から短時間で火山現象が到達する恐れがある地区は、2段階の避難（緊急退避後に立入規制範囲外への避難）が必要です。緊急退避の検討については、本書の「作成編」のp25を参照ください。

避難経路が文字表記されている例

避難対象地区	名 称	所在地	収容人数	連絡先	主な避難経路
木ノ根板					
不動平					
休石原					
大根畑					
休 石					
巣 巢					
古 家					
鉄扇町					
日向 行政区					
羽黒1 行政区					
羽黒2 行政区					
羽黒3 行政区					
	渋川小学校	二本松市渋川字神明森 27	220人	0243-53-2004	県道354号線 市道吉家・水原線 → 市道山ノ入・大谷 地線 → 一般市道
					市道神明森・山ノ入 線
					市道神明・鶴薄田線 → 国道4号

出典：安達太良山の火山活動が活発化した場合の避難計画

避難経路が図示されている例



出典：栗駒山火山避難計画

7. 防災情報の伝達ルートの確認

✓ 防災情報の伝達ルートを確認しましょう。

【手順】

- ① 火山避難計画又は市町村からの説明資料等を見て、市町村から地区又は各施設への情報伝達経路・方法を確認しましょう。

(1) 防災情報の伝達体制

住民等への避難情報の伝達は、次の経路及び手段により行う。

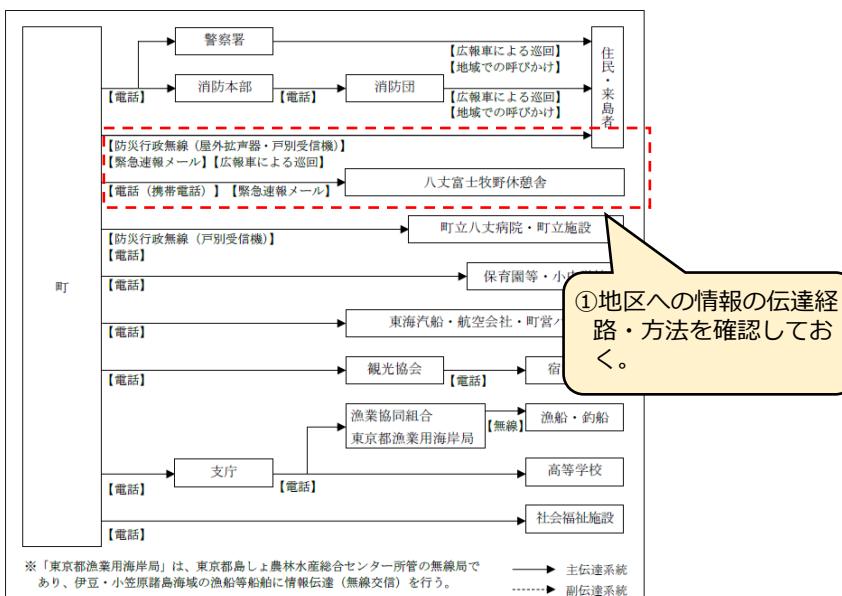


図 防災情報の伝達経路及び伝達手段

出典：八丈島火山避難計画

【参考】

- 都道県及び関係市町村等からなる火山防災協議会では、住民、登山者、観光客の避難対策を検討した結果を「○○山火山避難計画」として公表しています。火山防災協議会のホームページ等から、対象とする火山の「火山避難計画」入手して、
 - ・防災情報の収集・伝達ルートや手段
 - ・避難先、避難経路
 を確認しておきましょう。

8. 計画の前提となる状況を確認

留意事項

■噴火警戒レベル4・5の範囲内に位置する地区は、作成ガイド【居住地域の地区一体版】を確認してください。

■計画の前提となる状況は、火山の特徴や施設の種別によって異なる場合がありますので、市町村に確認しましょう。

✓ 計画の前提となる状況を確認しましょう。

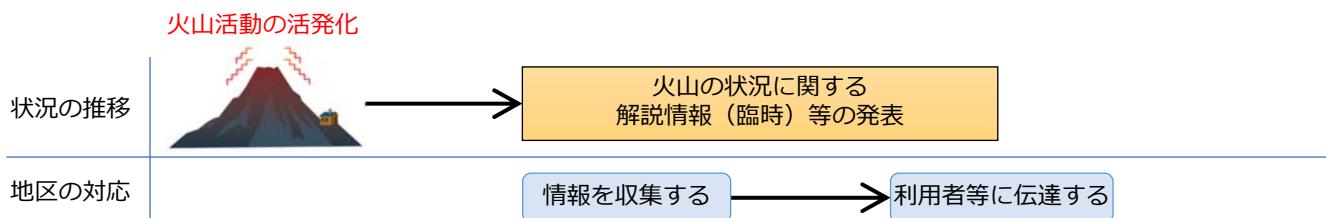
地区がどの噴火警戒レベルの規制範囲内に位置するかにより、避難確保計画の前提となる状況が変わります。実際に計画を作る作成編のステップ6では、3つの状況を想定しています。地区の位置によって具体的な状況や対応が変わりますので、以下の手順で計画の前提となる状況を確認しましょう。

【手順】

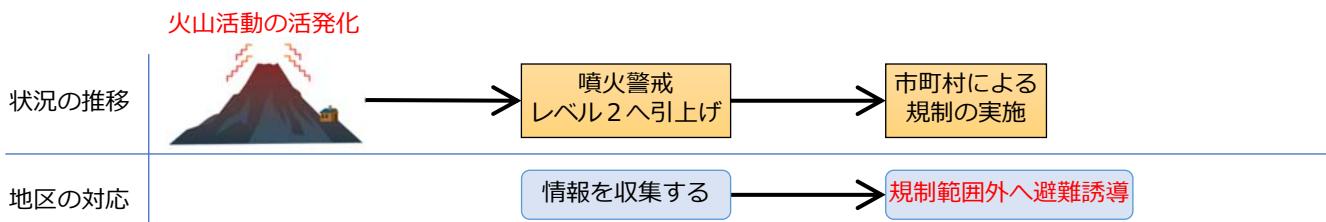
- ①「5. 防災対応の必要なタイミングの確認」で確認した、地区がどの噴火警戒レベルの規制範囲内に位置しているかを再確認します。
- ②噴火警戒レベル2の範囲内に地区が位置する場合は下図を、噴火警戒レベル3の範囲内に地区が位置する場合は次ページの図を見て、具体的な状況を確認しましょう。

噴火警戒レベル2の範囲内に地区が位置する場合

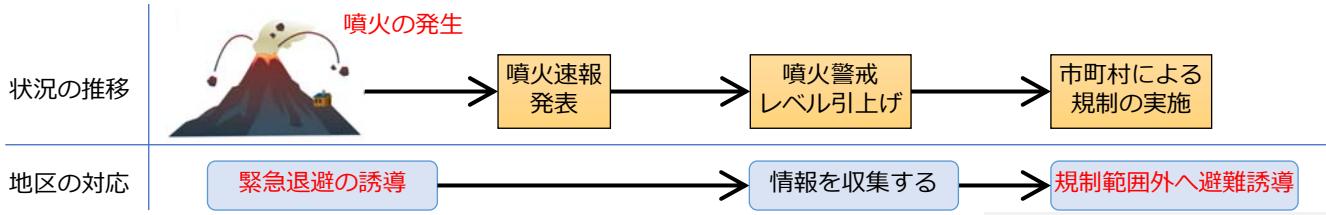
■状況①：火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合 (本作成ガイドp17で示す「5.1」の場合に該当します。)



■状況②：噴火警戒レベルが「2」以上に引き上げられた場合 (本作成ガイドp20で示す「5.2」の場合に該当します。)



■状況③：噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合(レベル1→2or3) (本作成ガイドp23で示す「5.3」の場合に該当します。)



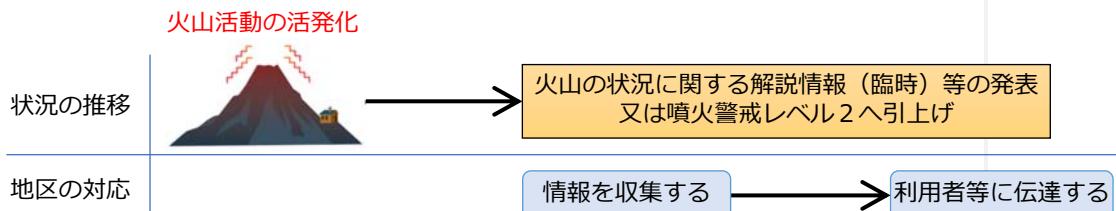
8. 計画の前提となる状況を確認（続き）

留意事項

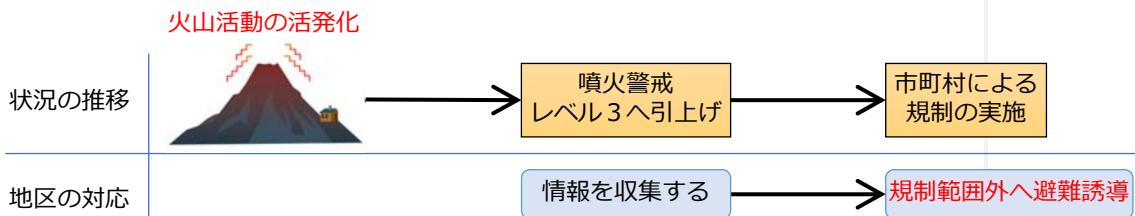
■計画の前提となる状況は、火山の特徴や施設の種別によって異なる場合がありますので、市町村に確認しましょう。

噴火警戒レベル3の範囲内に地区が位置する場合

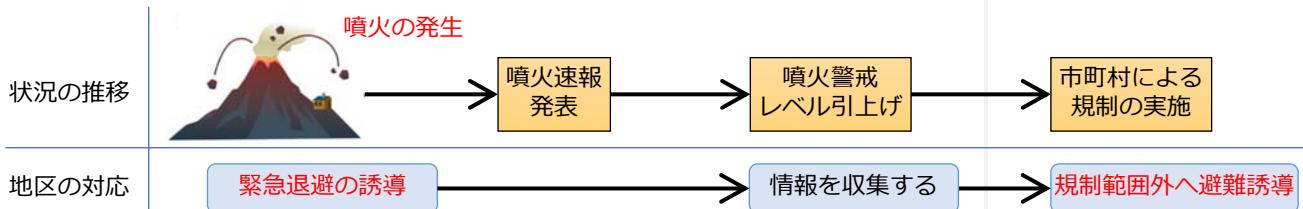
- 状況①：噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合、
又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合
(本作成ガイドp17で示す「5.1」の場合に該当します。)



- 状況②：噴火警戒レベルが「3」以上に引き上げられた場合
(本作成ガイドp20で示す「5.2」の場合に該当します。)



- 状況③：噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合(レベル1→2or3)
(本作成ガイドp23で示す「5.3」の場合に該当します。)



9. 相談窓口の確認

避難確保計画作成について、困ったら相談しましょう。

避難確保計画の作成する際、火山に関する専門用語が分からぬといった問題が出てきたり、どのように計画の作成を進めればよいか困ったりする場合があります。その場合は、市町村の防災担当者に相談しましょう。

【作成編】

【作成編のご利用にあたり】

- 本作成編には、ひな形を用いて避難確保計画を作成するにあたり、各項目で参考になる情報や留意する事項等を記載しています（[資料の構成図を参照](#)）。
- 本作成編に記載された内容の他、さらに詳しいことを知りたい場合は、令和3年3月に内閣府（防災担当）が作成した「集客施設等における噴火時の避難確保計画作成の手引き（第2版）」をご参照ください。
- 他法令の規定等により、既に作成している計画や災害時の対応要領がある場合で、当該計画等に避難確保計画に記載すべき事項と同じ記載事項がある場合には、当該計画等の該当部分を準用することが適切です。
- 本作成編は、避難促進施設において、標準的な火山の状況や防災対応の検討に関する事項を示しています。そのため、火山の特徴や施設の種別によって、防災対応等が変わることがあるので、市町村に確認しましょう。

＜資料の構成図＞

作成編（地区一体版）…………P11～P32

① 「避難確保計画の記載例」を示しています。
・黒字の文例は基本的にはそのまま使用することができます。
・本文の赤字の文例は、地区の実態にあわせ書き換えてください。

② 「作成上の留意事項」を示しています。
・該当箇所に関して、どのような考え方で確認し、記載すれば良いのかを「解説」しています。

③ 「作成の参考情報」を示しています。
・用語の解説、本資料の詳細を示した「集客施設等における噴火時の避難確保計画作成の手引き」における参照先を示しています。

参考 1 用語解説
参考 2 集客施設等における噴火時の避難確保計画作成の手引きとの関係
1. 日程 …………… P19を参照
2. 例題の回答 …………… P20を参照

ステップ1 避難確保計画の目的を確認しよう！

作成上の留意事項

1. 計画の目的

〇〇地区（以下「当地区」という。）に立地する以下の施設は、〇〇市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき当地区としての避難確保計画（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、施設に勤務する者、施設の利用者、施設周辺にいる登山者・観光客等（以下「利用者等」という。）に対して、〇〇山の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

表1 当地区内の避難促進施設

No.	施設名称（所有者等）	記入例
1	★〇〇ホテル（株式会社〇〇リゾート）	
2	〇〇旅館（〇〇株式会社）	
3	〇〇食堂（〇〇株式会社）	
4	〇〇土産物店（〇〇株式会社）	
5	〇〇観光案内所（〇〇株式会社）	

★は、当地区内の代表施設を示す。

【解説1】

■活動火山対策特別措置法で市町村は、火山災害警戒地域内に立地する施設で、火山現象の発生における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称、所在地等を地域防災計画に定めることになっています。

避難確保計画は、噴火時等に従業員を含む当該施設を利用する者の安全を確保するために定めるものです。

【解説2】

■地区で定める避難確保計画として、
・すべての避難促進施設及び所有者等を記載しましょう。
・代表施設に「★」を明記しましょう。
※地区にある施設を代表して、地区内の情報集約や市町村との窓口となる施設のことです。代表施設は、「管理者が常駐している」、「施設職員数が多い」、「固定電話等の通信手段が複数ある」、「夜間も運営している」等の条件を考慮し、地区で話し合って決めることが必要です。

参考1 用語解説

- 活動火山対策特別措置法…昭和48年に制定され、噴火により被害が生じている事態に直接対応する避難施設の整備等のハード対策を重視した法律として、噴火が発生した地域で限定的に運用されてきた。その後、平成26年9月27日に発生した御嶽山噴火を背景とした、平成27年7月の活火山法の改正により、従来講じられていた避難施設の整備等のハード対策に加え、警戒避難体制の整備等のソフト対策の充実も図られ、より総合的に活動火山対策を進める法律となった。この改正の中で、「避難促進施設」における「避難確保計画」の作成が規定された。
- 地域防災計画…災害対策基本法第40条及び第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画である。都道府県あるいは市町村長を会長とする地方防災会議で決定する。
- 施設周辺にいる登山者・観光客等…避難促進施設となる建物利用をする、しないに関わらず、建物の周辺を歩行、通行する登山者・観光客等をいう。
- 火山災害警戒地域…火山防災特別措置法第3条で定める、警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域で国が指定するものをいう。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

ステップ2 火山における施設の位置を確認しよう！

2. 当地区の位置

以下に、当地区の位置図を示す。当地区は、想定火口から概ね〇〇kmに位置しており、噴火警戒レベル〇〇（〇〇〇〇）の場合に〇〇市によって〇〇規制が行われ、避難が必要になる。

項目		内容	記入例
想定火口からの距離		概ね3～4km	
噴火警戒レベル	レベル2（火口周辺規制）	範囲外	
	レベル3（入山規制）	範囲内	
	レベル4・5（避難準備・避難）	範囲内	
地区に影響のある火山現象		大きな噴石・融雪型火山泥流	

以下に、当地区の位置図を示す。



図1 当地区の位置図

作成上の留意事項

【解説3】

- 準備編「3. 火口位置の確認（P5）」で確認した内容をもとに、想定火口からの概ねの距離を記載しましょう。

【解説4】

- 準備編「5. 防災対応の必要なタイミングの確認（P6）」で確認した内容をもとに、地区からの避難を開始する噴火警戒レベルを記載しましょう。

【解説5】

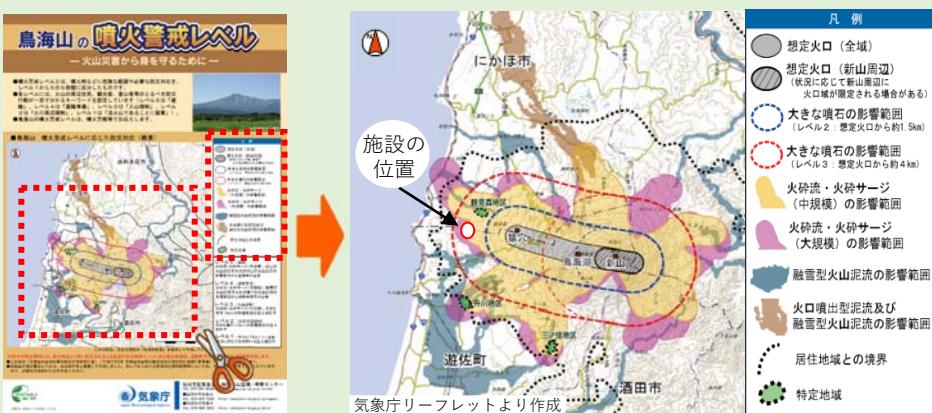
- 準備編「3. 火口位置の確認（P5）」「4. 影響を受ける火山現象の確認（P5）」「5. 防災対応の必要なタイミングの確認（P6）」で確認した内容をもとに、
 - ・地区が規制範囲内・範囲外のいずれであるかを記載しましょう。
 - ・噴火時等において、地区に影響のある火山現象をすべて記載しましょう。

【解説6】

- 地区的位置関係を、以下の事項に留意して作図しましょう。
 - ・想定火口はどこにあるか。
 - ・想定火口から地区までの距離は、どの程度離れているか。
 - ・どういった火山現象の影響範囲に立地しているか。
 - ・どの噴火警戒レベルにおいて規制範囲内となるか。
- *準備編「3. 火口位置の確認（P5）」「4. 影響を受ける火山現象の確認（P5）」「5. 防災対応の必要なタイミングの確認（P6）」で、情報確認時に用いた図面が利用できます。

コラム：図面作成上のヒント

図面を作成する際は、火山現象の影響範囲や規制範囲が表示されている火山防災マップや気象庁の噴火警戒レベルのリーフレット（下図）、火山防災協議会の避難計画等の既に作成されている図面から必要な範囲を切り取り、施設位置を書き込むことで平易に作成できます。
ただし、使用した地図の出典は明記しましょう。



参考図面入手先

【噴火警戒レベルのリーフレット】(気象庁)

気象庁 火山 リーフレット 検索

【地理院地図】(国土地理院)

- ・施設周辺の地図等、詳細な作図をする際に適しています。

地理院地図 検索

準備編「3. 火口位置の確認(P5)」、「4. 影響を受ける火山現象の確認(P5)」で用いた図面も利用することができます。

参考1 用語解説

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

ステップ3 計画の対象を確認しよう！

作成上の留意事項

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当地区において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とする。
また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保を図る。
なお、避難を確保すべき者と施設周辺にいる者の想定人数は、以下のとおりである。

表3 避難を確保すべき利用者等
(日中のピーク：〇〇月の休日の〇〇時ごろを想定)

業種	施設名	従業員数	最大利用者数	施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)	記入例
宿泊施設	① ★〇〇ホテル	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
	② 〇〇旅館	〇〇人	〇〇人		
飲食店・ 土産物店	③ 〇〇食堂	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
	④ 〇〇土産物店	〇〇人	〇〇人		
その他	⑤ 〇〇観光案内所	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
	⑥ 〇〇駐車場	〇〇人	〇〇人		
合計		〇〇人	〇〇人		

★は、当地区内の代表施設を示す。

表4 避難を確保すべき利用者等
(夜間のピーク：〇〇月の休日の夜間を想定)

業種	施設名	従業員数	最大利用者数	施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)	記入例
宿泊施設	① ★〇〇ホテル	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
	② 〇〇旅館	〇〇人	〇〇人		
合計		〇〇人	〇〇人		

★は、当地区的代表施設を示す。

当地区的各施設の位置図を以下に示す。

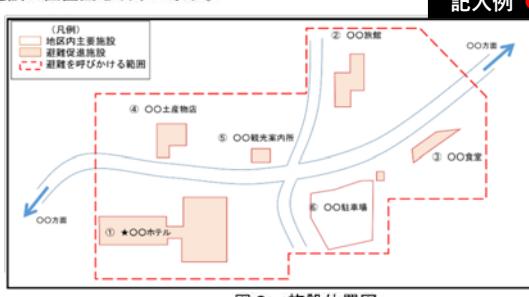


図2 施設位置図

作成上の留意事項

【解説7】

■施設周辺にいる者とは、施設周辺にいる登山者・観光客等のことです。
噴火発生時には、施設周辺の人々が、施設内に緊急退避してくることが考えられます。このため、緊急退避してくると想定される者の人数についても、避難誘導等の計画に必要な情報となるため、想定しておきましょう。

【解説8】

■利用者等は特定のシーズンやイベント時等、地区的特性に応じて状況を想定し、その最大人数を記載しましょう。

【解説9】

■利用者等のピーク時の人数
・年間を通じて多くの利用者が訪問する時期又はイベント日時を設定します。
・地区的利用者等の人数を把握し、表3にまとめます。
※季節・時期等により地区内に一時来訪者が多数訪問する場合は、可能な範囲で人数を把握して利用者等数に計上しましょう。

【解説10】

■利用者等のピーク時の人数
・地区内に宿泊施設等がある場合は、最大の利用者（宿泊者）数が見込まれる時期又はイベント日時を設定します。
・宿泊可能人数又は宿帳等の記録をもとに、表4にまとめます。

【解説11】

■屋外スペースにいる利用者等にも避難誘導や避難等を呼びかけやすいように、地区的各施設の位置図を作成しましょう。

■利用者等や施設周辺にいる登山者・観光客等に対して、避難等を呼びかけやすいように、地区的地図を作成しましょう。また、あらかじめ、拡声器や屋外スピーカー等の音声が届く範囲を確認し、従業員等が安全に呼びかけることができる範囲を確認しておきましょう。

■各施設の名称が分かるようにしておきましょう。避難促進施設以外で利用者等による滞留がおきやすい場所があれば図示しておきましょう（例：駐車場、グラウンド等）。

参考1 用語解説

〇施設周辺にいる登山者・観光客等（再掲） …避難促進施設となる建物利用をする、しないに関わらず、建物の周辺を歩行、通行する登山者・観光客等をいう。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

… P25参照

ステップ4 防災体制を整えよう！

作成上の留意事項

4. 防災体制

○○山の火山活動が活発化した場合の当該地区における防災体制は、以下のとおりである。

表5 防災体制と火山活動状況の関係

防災体制	各施設の班組織	状況
災害対応体制	○○ホテル〔★代表施設〕、○○旅館については、以下の班体制をとる。 ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班	左記を除く各施設は、以下の事務を担う者を置く。 ・統括管理者 ・情報収集・伝達 ・避難誘導 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合
情報伝達体制	○○ホテル〔★代表施設〕、○○旅館については、以下の班体制をとる。 ・統括管理者 ・情報班	左記を除く各施設は、以下の事務を担う者を置く。 ・統括管理者 ・情報収集・伝達 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合 火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

記入例

【参考】

■ 災害対応体制…突発的な噴火をした場合は噴火警戒レベルの引上げにより、地区的利用者等の避難を要する場合や、避難の準備等の警戒を要する場合の体制をいいます。

■ 情報伝達体制…噴火警戒レベルの引上げがあっても、立入規制の範囲外で避難を要しない場合、や火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表され注意を要する場合の体制をいいます。

【解説12】

■ 地区内各施設の班組織

○地区内で班組織を編成可能な場合
避難を要する状況か否か等の噴火時等の状況により、管理者及び班の編成を決め記載しましょう。

＜編成案＞

- ・統括管理者
- ・情報班
- ・避難誘導班

○地区内で班組織を構成できない場合

従業員数が少ない等の理由により、班組織を構成できない場合は、役割を兼務して対応する必要があります。

少なくとも情報収集・情報伝達・避難誘導を行う者は必ず記載しましょう。

○特定の班、職員に業務量が集中する場合

各班で行う業務の質や量は、火山現象の種類・規模により計画段階とは大きく異なる場合があります。また、施設の置かれた状況により特定の班や個人に業務量が集中する場合もあります。

統括管理者は各班、個人の業務負荷の状況を把握し、必要に応じて体制を見直しましょう。一例として、宿泊施設においては、利用者等の家族等からの問い合わせや相談等に特別な窓口を設置し対応する等、状況の変化に応じた運用に留意しましょう。

参考1 用語解説

○火山の状況に関する解説情報（臨時）…噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に発表される情報。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」が発表される。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

ステップ5 災害対応の役割分担を決めよう！①

【当地区の体制図】

代表施設は、地区全体の災害対応を統括する。代表施設と地区を構成する施設は、以下の体制をと
り災害対応にあたる。

★代表施設① ○○ホテル（株式会社○○リゾート）		
統括管理者 (夜間)	統括 一郎 統括 優子	・地区の統括
情報班（班長） (夜間班長)	情報 幸子 情報 次郎	・噴火警戒レベル等火山活動情報の収集・伝達 ・交通規制等道路情報、公共交通情報の収集・伝達 ・各種団体・機関との情報連絡 ・地区の避難状況集約
避難誘導班（班長） (夜間班長)	誘導 一郎 誘導 良子	・○○市との連絡調整 ・利用者の避難状況把握 ・利用者への避難等の呼びかけ（現場での広報） ・避難誘導
施設② ○○旅館（○○株式会社）		
統括管理者 (夜間)	管理 優子 管理 次郎	・地区の統括補佐
情報班（班長） (夜間班長)	連絡 一郎 連絡 幸子	・噴火警戒レベル等火山活動情報の収集・伝達 ・交通規制等道路情報、公共交通情報の収集・伝達 ・各種団体・機関との情報連絡 ・地区の避難状況集約
避難誘導班（班長） (夜間班長)	避難 良子 避難 次郎	・○○市との連絡調整 ・利用者の避難状況把握 ・利用者への避難等の呼びかけ（現場での広報） ・避難誘導
施設③ ○○食堂（○○株式会社）		
統括管理者	食堂 一郎	
施設④ ○○土産物店（○○株式会社）		
統括管理者	土産 優子	
施設⑤ ○○観光案内所（○○株式会社）		
統括管理者	観光 一郎	

図3 地区の体制図

作成上の留意事項

【解説13】

- 施設名（カッコ内に法人名等）を記載しま
しょう。
(記載例)
・○○ホテル（株式会社○○リゾート）

【解説14】

- 統括管理者
 - ・施設の防災体制を統括する者の氏名※を記載しま
しょう。
・現場の状況を熟知しており、現地での統
括指揮の実務が可能な者を統括管理者と
して記載しま
しょう。
 - ・利用者等が夜間時にも滞在している等、
必要に応じて、夜間時等の統括管理者の
氏名を記載しま
しょう。

■情報班

- ・各種情報の収集・伝達の事務を担う班の
代表者氏名※を記載しま
しょう。
・利用者等が夜間時にも滞在している等、
必要に応じて、夜間時等に事務を担う班
の代表者氏名を記載しま
しょう。

■避難誘導班

- ・利用者等の避難誘導の事務を担う班の代
表者氏名※を記載しま
しょう。
・利用者等が夜間時にも滞在している等、
必要に応じて、夜間時等に事務を担う班
の代表者氏名を記載しま
しょう。

※担当者名が頻繁に変わるのは、表記方
法を事業所内での役職名（例：○○部長
等）としておくことでも構いません。

- 図3の記入例を参考に、事務分掌を記載し
ましょう。

- 「統括管理者」及び各班の名称は、既存の
計画と整合を図るために、施設の実情に応
じて変更することも可能です。併せて、運
営を委託している場合等には、委託先と委
託元の双方を記載しま
しょう。

参考1 用語解説

○統括管理者…噴火時等の防災体制において、当該施設の全体を統括する者。施設管理者等が担うことが考えられる。統括管理者となる者が不在の場合や任務
につけない場合も考えられるため、第1、第2の代理の者を定めておくことが重要である。また、管理者のみで運営している施設の場合は、情報班や避難
誘導班の役割も担うことになる。

○情報班…噴火時等の防災体制において、情報収集・伝達、広報等を担当する班。地区一体の代表施設は、市町村等の外部機関との連絡窓口にもなる。

従業員等、人数の少ない単独施設では、避難誘導班と兼ねる場合もある。また、避難確保計画の中で、特に、噴火警戒レベルや避難指示等の参考とすべき情
報等の熟知や機器の使用に習熟しておくことが望ましい。

○避難誘導班…噴火時等の防災体制において、利用者等への避難の呼びかけや安全な場所への誘導、利用者等の避難状況等の把握を担当する班。従業員等、
人数の少ない単独施設では、情報班と兼ねる場合もある。また、避難確保計画の中で、特に、避難経路や施設内のより安全な場所を熟知しておくことが望ま
しい。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

ステップ5 災害対応の役割分担を決めよう！②

作成上の留意事項

各施設の統括管理者が不在の場合等には以下の者が代理となる。

表6 各施設の統括管理者の代理順位

代理順位	氏名					記入例
	★〇〇ホテル	〇〇旅館	〇〇食堂	〇〇土産物店	〇〇観光案内所	
第1位	情報 幸子	連絡 一郎	食堂 幸子	土産 次郎	観光 優子	
第2位	誘導 一郎	避難 良子	食堂 三郎	土産 優子	観光 三郎	

★は、当地区内の代表施設を示す。

【解説15】

- 代理順位とは、管理者が不在又は特段の事情がある場合に、管理者に代わってその任務を代行する順位のことです。統括管理者→代理第1位→代理第2位の順で、統括管理者の代行を行います。
統括管理者の任務を代行できる者を定めておきましょう。

※担当者名が頻繁に変わることの場合は、表記方法を事業所内での役職名（例：〇〇部長等）としておくことでも構いません。

参考1 用語解説

〇代理順位…代理順位とは、管理者が不在又は特段の事情がある場合に、管理者に代わってその任務を代行する順位をいう。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～情報の収集・伝達～

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

作成上の留意事項

5. 情報伝達及び避難誘導

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

（1）情報収集・伝達

噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合、当施設が行う情報収集・伝達は以下のとおりである。

表7 当地区として行う情報収集・伝達対応

対応事項	代表施設	地区構成施設	記入例
①防災体制の確立	○○市からの第一報をもとに情報伝達体制をとり、すべての地区構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での情報伝達体制とする。	
②○○市との協議	○○市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等		
③地区内での情報の共有		利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたこと、立入規制が実施されたこと、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたことを伝達する。	



重要（ステップ6（P17～27）について）

「5. 情報伝達及び避難誘導」は、火山の状況に応じて地区がとる対応を、5.1～5.3に場合分けしています。

5.1～5.3それぞれの状況に合わせた計画を作成してください。

具体的な状況は、準備編の「8. 計画の前提となる状況を確認」で確認した内容を参照しましょう。

【解説16】

■地区が噴火警戒レベルによる規制範囲の内外かについては、本資料の準備編「5. 防災対応の必要なタイミングの確認（P6）」で整理した内容を参照し、どの噴火警戒レベルまでが立入規制の範囲外かを確認しましょう。

■噴火警戒レベルの引上げ等があっても、現時点では地区から避難の必要がない状況を想定した体制を検討し、以下の内容を記載しましょう。
・情報収集・伝達
・利用者等への情報伝達

【解説17】

■情報伝達体制として行う防災対応を、表7をベースとして、必要に応じて加筆・修正を行いましょう。
災害対応に際しては、各班の連絡・連携がスムーズに行えるよう、確認手順をよく協議しながら記載ていきましょう。

参考1 用語解説

○情報伝達体制…噴火警戒レベルの引上げがあっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合に、施設としてとるべき体制。利用者等の避難はまだ必要としないが、利用者等に噴火警戒レベルの引上げや火山の状況に関する解説情報（臨時）の伝達、火山活動の状況の把握等に努める体制をいう。

○火山の状況に関する解説情報（臨時）（再掲）…噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に発表される情報。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」が発表される。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合 P35参照

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～情報の収集・伝達～②

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

作成上の留意事項

【解説18】

■関係機関連絡先を、**表8**を参考に必要な連絡先を記載しましょう。

・行政機関

噴火等の状況、災害対応状況、避難の状況等を連絡する市町村窓口について、市町村から提供される資料（説明会時の資料に記載された連絡先、担当窓口）を確認のうえ記載しましょう。

・参考

防災対応では、直接連絡をとる必要性は少ないが知つておくべき機関、又は地区からの避難時に協力を要請する輸送機関の連絡先について記載しましょう。

その他関係機関の機関名、連絡先、担当窓口は、電話帳やインターネットで調べたものではなく（混乱の原因となります）、市町村から提供される資料（説明会時の資料に記載された機関名、連絡先、担当窓口）を確認のうえ記載しましょう。

■記載すべき関係機関の連絡先、担当窓口が分からぬ場合は、必ず市町村の担当窓口に相談しましょう。

■停電を想定して、複数の情報伝達ルートを確保しておきましょう。

分類	関係機関	連絡先	担当窓口
代表施設	○○ホテル	固定電話：0000-00-0000 携帯電話：090-0000-000	(代表)統括 一郎 同上
地区構成施設	○○旅館	固定電話：0000-00-0000 携帯電話：090-0000-000	(代表)管理 一郎 同上
	○○食堂	固定電話：0000-00-0000 携帯電話：090-0000-000	食堂 一郎 食堂 次郎
	○○土産物店	固定電話：0000-00-0000 携帯電話：090-0000-000	土産 一郎 同上
	○○観光案内所	固定電話：0000-00-0000 携帯電話：090-0000-000	観光 一郎 同上
	○○駐車場	携帯電話：090-0000-000	駐車 一郎
防災対応時の連絡先	○○市	○○課 直通電話：0000-00-0000	○○課 役所 一郎
参考	その他 関係機関	○○地方気象台 固定電話：0000-00-0000	
		○○消防署 固定電話：0000-00-0000	
		○○警察署 固定電話：0000-00-0000	
	輸送 機関	○○交通(株) 固定電話：0000-00-0000	
		○○バス(株) 固定電話：0000-00-0000	
		○○タクシー 固定電話：0000-00-0000	

記入例

コラム：デマによる問い合わせに直面したら

災害時には、現在置かれた状況や今後の見通しに対する不安の高まり等から、デマによる問い合わせ等が発生しやすくなる場合があります。

例えば熊本地震（2016年）においては、前震の発生直後にツイッターで「動物園からライオンが逃げた」という趣旨のデマが拡散し、当該動物園等には真偽を問う問い合わせや批判が殺到しました。

近年は特にSNSの発達に伴い、デマ等は拡散されやすくなっています。デマ等の拡散に伴い、当事者である施設への信頼が低下すると、独力による事態の収束は難しくなります。

地区として利用者等の対応に注力できるよう、正しい情報や求められる情報を発信するよう心掛けましょう。

- ①情報の信頼性を高めるために、公式のSNSや公式ホームページでの情報発信を心がけましょう。
- ②即時性、拡散性に優れるSNSには、緊急退避や避難誘導等、情報のスピードや頻繁な更新の必要な情報が有効です。
- ③公式ホームページには、施設の被害状況や今後の対応等、正確性を求められる情報が有効です。
- ④①～③の情報提供による事態の鎮静化が困難な場合は、公的な機関を通じた情報発信ができないか、市町村担当窓口に相談しましょう。

いざという時に備え、関係機関との日頃からの連携体制の構築を心がけましょう。

参考1 用語解説

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、
又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合 . . . P35参照

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～利用者等への周知～

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

作成上の留意事項

（2）利用者等への周知

各施設は、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたこと、立入規制が実施されたこと、臨時の解説情報が発表されたことを利用者等に伝える。

なお、地区内放送用の屋外スピーカーは、○○ホテルが操作し、広報する。

文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された場合〉

ただ今、○○山の噴火警戒レベルが○に上がり、火口から○km圏に立入規制がかかります。○○道の○○より山側には入らないでください。なお、当地区は、規制範囲の外に位置しています。

また、今後の火山活動や気象庁・○○市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・・

〈火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合〉

ただ今、気象庁から○○山に関する火山の状況に関する解説情報（臨時）が出されました。今後の火山活動や気象庁・○○市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・・

記入例

【解説19】

- 利用者等に対して、
 - ・噴火警戒レベルが引き上げられたこと
 - ・立入規制がかかったこと（地区が規制範囲外にあること）
 - ・規制範囲内に立入らないこと
 - ・今後の情報に注意すること
- を簡潔に伝えるための文例を記載します。

参考1 用語解説

○規制範囲（再掲） …気象庁により噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報が発表された際に、地元の市町村等の防災機関が行う入山規制や避難勧告等の防災対応の及ぶ範囲をいう。「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」では、緊急退避後に、立入規制や火山現象の影響範囲等、規制範囲へ避難する。

○火山の状況に関する解説情報（臨時）（再掲） …噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に発表される情報。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」が発表される。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、
又は臨時の火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合 … P 35参照

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～情報の収集・伝達～

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

作成上の留意事項

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

(1) 情報収集・伝達

立入規制等により、避難が必要になった場合、当該区が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

対応事項	代表施設	地区構成施設	記入例
①防災体制の確立	○○市からの第一報をもとに災害対応体制をとり、すべての地区構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での災害対応体制をとる。	
②○○市との協議	○○市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・地区内の施設の利用者数		
③地区内での情報の共有	○○市との協議で得られた情報を地区構成施設と共有する。	利用者等の避難状況を代表施設と共有する。	

関係機関の連絡先は、表8のとおりである。

【解説20】

■噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、地区からの避難が必要な状況を想定し、以下の対応を記載しましょう。

- ・情報収集・伝達
- ・避難誘導対応

【解説21】

■災害対応体制として行う防災対応を、表9をベースとして、必要に応じて加筆・修正を行いましょう。
災害対応に際しては、市町村と連絡・連携がスムーズに行えるよう、確認手順をよく協議しながら記載ていきましょう。

参考1 用語解説

○災害対応体制…突発的に噴火した場合若しくは避難が必要となった場合に、施設としてるべき体制。利用者等を安全に避難させる等、防災対応を行う体制をいう。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

・・・P39参照

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～避難誘導対応～

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

（2）避難誘導対応

作成上の留意事項

①利用者等への情報伝達

各施設は、放送設備・資器材（屋外スピーカー、拡声器等）で、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや避難勧告・避難指示の発令により、規制範囲外へ避難が必要なことを伝える。

なお、地区内放送用の屋外スピーカーは、○○ホテルが操作し、広報する。

文案を下記に示す。

〈建物内への広報〉

ただ今、○○山の噴火警戒レベルが○に上がり、火口から○km圏に立入規制がかかりました。当地区も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。

繰り返します・・・

〈施設周辺への広報〉

ただ今、○○山の噴火警戒レベルが○に上がり、火口から○km圏に立入規制がかかりました。この周辺も規制範囲に含まれます。速やかに○○方面に避難してください。避難に際しては、○○市や気象庁等から出される情報に注意してください。

繰り返します・・・

記入例

【解説22】

- 利用者等に対して、
 - ・噴火警戒レベルが引き上げられたこと
 - ・立入規制がかかったこと（施設が規制範囲内にあること）
 - ・規制範囲外への避難が必要なことを簡潔に伝えるための文例を記載しましょう。



【解説23】

- 噴火警戒レベルが引き上げられた後、すぐに噴火が発生し、利用者等への情報伝達・避難誘導が間に合わない場合があります。その場合、突発的に噴火した場合と同様に、緊急退避を呼びかける等の対応が必要となります。ここでは、突発的に噴火した場合の対応を参照できるよう明記しておきましょう。

参考1 用語解説

○規制範囲（再掲） …気象庁により噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報が発表された際に、地元の市町村等の防災機関が行う入山規制や避難勧告等の防災対応の及ぶ範囲をいう。「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」では、緊急退避後に、立入規制や火山現象の影響範囲等、規制範囲外へ避難する。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

5. 2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

・・・ P 39 参照

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～規制範囲外への避難～

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

作成上の留意事項

②規制範囲外への避難の実施

規制範囲外への避難は、以下の避難経路を用いる。避難手段は、自家用車等、各自の手段を基本とする。

ただし、〇〇市から指示があった場合はこの限りではない。



図3 避難先と避難経路

規制範囲外への避難の手順は以下のとおりである。

手順	代表施設	地区構成施設	記入例
①利用者等の状況把握	当地区全体の避難状況を確認する。	利用者等の人数等を把握・整理し、代表施設と共有する。	
②輸送手段の調整	避難手段のない利用者等がいる場合、〇〇市との協議により、車両の手配等を要請する。		
③避難誘導	規制範囲外へ利用者等を避難誘導する。 (避難誘導中に噴火が発生し噴石や降灰があった場合には、最寄りの建物等へ緊急退避)		
④残留者の確認	地区内に残留者がいないか確認する。		
⑤施設関係者の避難	施設関係者についても、規制範囲外への全員避難を完了させる。		
⑥避難完了の報告	当地区全体の避難完了について、〇〇市へ報告する。		



【解説24】

■本資料の「準備編」の以下の確認結果をもとに、地区から避難先までの経路、方向を明示した図を、図3を参考に作成します。（参考先）

3. 火口位置の確認（P5）
4. 影響を受ける火山現象の確認（P5）
5. 防災対応の必要なタイミングの確認（P6）
6. 避難先・避難経路の確認（P7）

■想定火口が広範囲に及ぶ場合や想定火口が明確でない場合、実際の噴火時とは異なる場合に備え、避難経路は複数計画しておき、緊急退避後に市町村の指示に従い下山できるようにしておきましょう。

【解説25】

■災害対応体制として行う規制範囲外への避難を、表10をベースとして、必要に応じて加筆・修正を行いましょう。

■負傷等をして動けない人がいる場合には、速やかに市町村や消防・警察等に対して救助を要請しましょう。

参考1 用語解説

○規制範囲（再掲）…気象庁により噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報が発表された際に、地元の市町村等の防災機関が行う入山規制や避難勧告等の防災対応の及ぶ範囲をいう。「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」では、緊急退避後に、立入規制や火山現象の影響範囲等、規制範囲外へ避難する。

○避難経路…施設若しくは地区から規制範囲外の避難先までの経路を指す。利用者等の安全で円滑な避難誘導を行うため、避難経路について市町村と協議し、あらかじめ定めておく。また定めた避難経路については、経路図を作成しておく。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

5. 2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

… P39参照

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～情報の収集・伝達～

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

作成上の留意事項

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴

火した場合

(1) 情報収集・伝達

突発的な噴火が発生した場合、当該地区が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。



記入例

表11 当該地区として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	代表施設	地区構成施設
①代表施設への連絡		噴火を認知した場合は、代表施設へ伝達する。
②防災体制の確立	災害対応体制をとり、 ・○○市に噴火の発生を連絡する。 ・すべての地区構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での災害対応体制をとる。
③○○市との協議	○○市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・地区全体の利用者等の避難状況、被災状況 ・地区内の施設及び周辺の被害状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・規制範囲外への避難実施のタイミング	
④地区内での情報の共有	各施設の利用者等の避難状況、被災状況を把握する。 ・退避状況集計方式（様式1） ・退避状況整理様式（様式2） 各施設及び周辺の被害状況を把握する。	

【解説26】

- 「突発的に噴火」とは、火山活動に関する特段の予兆や防災関係機関からの事前情報がない状況で、突如噴火する状況をいいます。
- 噴火警戒レベルの発表がなく、突発的に噴火した状況を想定し、施設としての災害対応体制を検討し、以下の内容を記載しましょう。
 - ・情報収集・伝達
 - ・避難誘導対応
 - ・施設間の緊急退避誘導（屋外の移動）
 - ・避難者状況の把握・整理
 - ・応急手当の対応
 - ・規制範囲外への避難

【解説27】

- 災害対応体制として行う防災対応を、表11を参考に記載しましょう。

関係機関の連絡先は、表8のとおりである。

参考1 用語解説

○規制範囲（再掲）…気象庁により噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報が発表された際に、地元の市町村等の防災機関が行う入山規制や避難勧告等の防災対応の及ぶ範囲をいう。「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」では、緊急退避後に、立入規制や火山現象の影響範囲等、規制範囲外へ避難する。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

… P46参照

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～避難誘導対応～

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

作成上の留意事項

(2) 避難誘導対応

①利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

各施設の担当者は身の安全を図りつつ、放送設備・資器材（屋外スピーカー、拡声器等）で、屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、建物内への緊急退避を呼びかけるとともに、建物内にいる利用者等に対しても、〇〇山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。

なお、地区内放送用の屋外スピーカーは、〇〇ホテルが操作し、広報する。

文案を下記に示す。

〈屋外空間への広報〉

ただ今、〇〇山が噴火しました。ただちに、建物内へ避難してください。
繰り返します・・・・

〈建物内〉

ただ今、〇〇山が噴火しました。建物の外に出ないでください。
また、建物内より安全な場所へ誘導しますので、係員の指示に従ってください。
繰り返します・・・・

記入例

【解説28】

■火口周辺における避難誘導に関する基本的な対応として、噴火を認知した場合、従業員等の安全を守りつつ、火山現象から利用者等を守るために、緊急退避の誘導等を行い、緊急退避後、避難先（規制範囲外）まで避難誘導を行います。

緊急退避について②で整理し、規制範囲外への避難について⑤で整理しましょう。

【解説29】

■利用者等がいる際に、一時的に従業員等が不在になる時間帯が生じる場合がある施設は、代替の措置も併せて記載しましょう。

例：防災行政無線の戸別受信機の設置
ラジオ等による自動情報伝達
看板・掲示物による非常時の対応方法

【解説30】

■利用者等に対して、
・噴火したこと
・（噴石等に対して）建物内への緊急退避が必要なことを簡潔に伝える文例を記載しましょう。

■建物が、融雪型火山泥流のみ影響を受ける想定区域内に立地している場合で、建物に留まることが安全でない場合は、他の火山現象による影響を受けにくい高台又は高所への退避を呼びかける等、施設が受けける火山現象の影響に応じた広報文を考えておく必要があります。

■多数の外国人観光客が見込まれる施設の場合、多言語による情報提供の方法を考え、整備しておくことが望ましい。
・Safety Information Card（観光庁）

[観光庁 災害 外国人 検索](#)

・自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン（観光庁）

参考1 用語解説

○緊急退避…火口周辺規制範囲や入山規制範囲、火山現象の影響範囲、避難対象地域の内側の地域において、噴火発生から火山現象の影響を受けるまでの時間がないため、やむを得ず相対的に安全な場所で身を守るために行動を「緊急退避」としている。具体的には、噴石等から身を守るために「建物内に入る」、「建物内のより安全な場所へ移動する」、「より安全な別の建物へ移動する」、融雪型火山泥流から身を守るために「高台へ移動する」「十分な高さがある堅牢な建物の上階等へ移動する」等の行動が相当する。

○屋根の補強…「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」等を参考に、噴石等の飛散物による被害を防止、又は軽減するために建物の屋根を高機能繊維織物等で保護等することをいう。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

・・・ P 46 参照

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～避難誘導対応～

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

作成上の留意事項

地区内で、利用者等の避難誘導先となる施設の位置図を下記に示す。

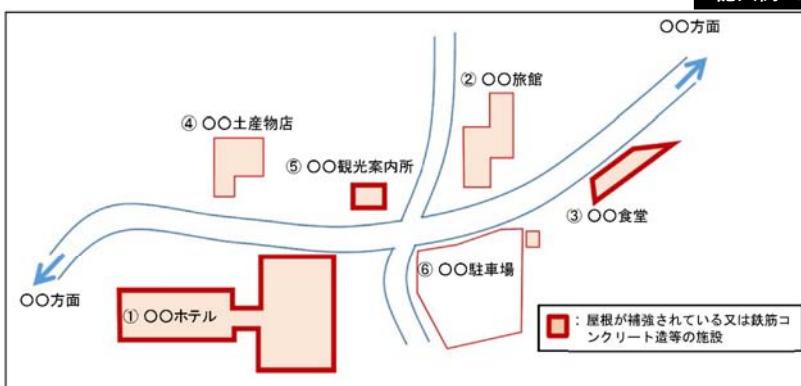


図4 利用者等の避難誘導先となる施設位置図

【解説31】

- 地区内各施設を図示し、このうち利用者等の緊急退避に適した施設を、図4を参考に記載しましょう。
施設のうち、噴火時等に備え屋根を補強している施設がある場合、該当施設がわかるよう記載しましょう。

②建物内での緊急退避誘導（屋内の移動）

大きな噴石が予想される際の緊急退避は、利用者等を各施設内より安全な場所に誘導する。入りきれない場合には、なるべく建物内で上階のある箇所の下に誘導する。誘導後、マスク、ヘルメットを配布する。

各施設のより安全な場所へ至る経路図は以下のとおりである。

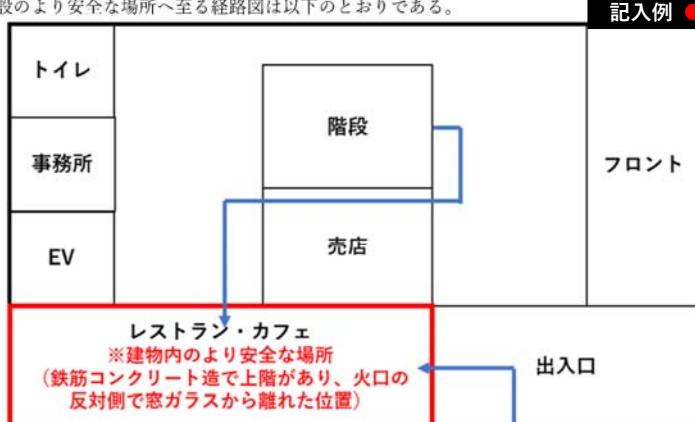


図5 ○○ホテル内より安全な場所・経路図

【解説32】

- 施設の緊急退避先となる建物内のフロアを図示し、実際に緊急退避させるスペースを図5を参考に記載しましょう。
特に避難誘導班に緊急退避先として周知しておきましょう。

■緊急退避先

○建物内

大きな噴石の他火山ガス（施設・地区が谷地形にない場合に限る）の影響に限定される場合は図5として屋内の安全な場所・経路図を作成しましょう。

建物内では、屋根が補強されている場所の他、スペースが火口側に面していない場所、不特定多数の利用者等の出入りに適している場所、出入口で滞留しないよう、十分な開口部が確保されている場所、機械設備や電気設備等のある立入禁止区域でない場所に設定しましょう。

- 高台・十分な高さがある堅牢な建物
溶岩流、融雪型火山泥流は、火山現象の影響が及ばない高台・十分な高さがある堅牢な建物を緊急退避先としましょう。図4に替えて高台等の場所・高台等までの屋外経路図を作成しましょう。

参考1 用語解説

○緊急退避（再掲）…火口周辺規制範囲や入山規制範囲、火山現象の影響範囲、避難対象地域の内側の地域において、噴火発生から火山現象の影響を受けるまでの時間がないため、やむを得ず相対的に安全な場所で身を守るための行動を「緊急退避」としている。具体的には、噴石等から身を守るために緊急的に「建物内に入る」、「建物内のより安全な場所へ移動する」、「より安全な別の建物へ移動する」、融雪型火山泥流から身を守るために「高台へ移動する」「十分な高さがある堅牢な建物の上階等へ移動する」等の行動が相当する。

○屋根の補強（再掲）…「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」等を参考に、噴石等の飛散物による被害を防止、又は軽減するために建物の屋根を高機能繊維織物等で保護等することをいう。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

・・・ P 46 参照

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～その他必要なこと～②

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

作成上の留意事項

③施設間の緊急退避誘導

各施設は、噴石の飛散状況等火山活動の状況を観察し、代表施設の統括管理者と協議して、屋根が補強されている又は鉄筋コンクリート造等の施設へ移動する。必要に応じて、代表施設の統括管理者は移動手段を手配する。

表9 地区における屋根が補強されている又は鉄筋コンクリート造等の施設一覧

施設名	緊急退避者 受入可能数	建物内より安全な場所
○○ホテル	○○人	レストラン・カフェ
○○食堂	○○人	1階（食堂空間）
○○観光案内所	○○人	1階待合室

【解説33】

■施設間の緊急退避誘導の際留意が必要な事項がある場合に記載（追記）しましょう。

- ・施設間の移動に距離があり、危険にさらされる可能性が高い場合
- ・要配慮者がいて、長距離の移動が負担な場合
- ・負傷者等がいて、搬送が困難な場合 等

④退避者状況の把握・整理

各施設の統括管理者は、退避が完了した後、利用者等の状況を退避状況集計様式（様式1）により可能な限り整理する。その後、さらに詳細な報告を要する場合には、退避状況整理様式（様式2）により整理する。

代表施設は、地区構成施設の情報を集約し、地区全体の退避状況等の把握・整理を行う。

⑤応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。また、負傷者の状況等を統括管理者に報告する。

【解説34】

■実際の対応では、負傷の状況等に応じて、負傷者及びそのグループを他の退避者と隔離する等、可能な範囲で負傷者等のプライバシー、又は退避者の心理的ストレスに配慮する。

参考1 用語解説

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

・・・P46参照

ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう！～規制範囲外への避難～

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

作成上の留意事項

【解説35】

⑥規制範囲外への避難

代表施設の統括管理者は、規制範囲外への避難の可否やタイミングについて、〇〇市と協議の上、利用者等の避難誘導を実施する。

規制範囲外の避難先は、〇〇小学校又は〇〇方面とし、図3の避難経路を用いる。

規制範囲外への避難手段は、自家用車等、各自の手段を基本とする。

ただし、〇〇市から指示があった場合はこの限りではない。

規制範囲外への避難の手順は以下のとおりである。

表10 規制範囲外への避難

手順	代表施設	地区構成施設	記入例
① <u>〇〇市</u> との協議	〇〇市と避難の実施の可否やタイミングを協議、必要に応じて、車両の手配、負傷者の救助要請を行う。		
②避難誘導	避難誘導班は、規制範囲外へ緊急退避者を避難誘導する。		
③施設内の残留者確認	統括管理者は、施設内の残留者を確認する。		
④施設関係者の避難	施設関係者についても、規制範囲外へ避難する。		
⑤避難完了の報告	当地区全体の避難完了について、〇〇市へ報告する。		

■災害対応体制として行う規制範囲外への避難を、**表10**をベースとして、必要に応じて加筆・修正を行いましょう。

■負傷等をして動けない人がいる場合には、速やかに市町村や消防・警察等に対して救助を要請しましょう。

参考1 用語解説

○規制範囲（再掲）…気象庁により噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報が発表された際に、地元の市町村等の防災機関が行う入山規制や避難勧告等の防災対応の及ぶ範囲をいう。「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」では、緊急退避後に、立入規制や火山現象の影響範囲等、規制範囲外へ避難する。

○避難経路（再掲）…施設若しくは地区から規制範囲外の避難先までの経路を指す。利用者等の安全で円滑な避難誘導を行うため、避難経路について市町村と協議し、あらかじめ定めておく。また定めた避難経路については、経路図を作成しておく。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

… P46参照

ステップ7 いざという時のために必要な備えをしよう！①

6. 資器材の配備等（必要な物資等）

（1）当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

① 保有設備、資器材、備蓄物資

当施設（〇〇ホテル）で保有する、情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、下表のとおりである。

統括管理者は、日々からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を施設の従業員に周知し、また、その維持管理に努めるものとする。

統括管理者は、毎年〇〇月に設備・資器材、備蓄物資の状況を点検・確認し、必要な更新等を行う。また、更新等の状況を代表施設に報告する。

表14 保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ		
	ラジオ		
	ファクス		
	インターネット端末		
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器		
	メガホン		
	案内旗		
	ヘルメット		
	マスク		
	水・食料		
	寝具・防寒具		
その他	医薬品		
	自家発電装置		
	自家発電用燃料（予備）		
	予備電池		
	懐中電灯		
	電池式照明器具		
	ポータブル火山ガス検知器		
	従業員用ベスト・腕章		
	立て看板		
	立入禁止テープ		

記入例

作成上の留意事項

重要（ステップ7（①～②について）

「6. 資器材の配備等（必要な物資等）（1）当施設の保有設備、資器材、備蓄物資の状況」は、各施設にて作成するものです。
代表施設は、各施設への作成を依頼してください。

【解説36】

■点検・確認時期を確認し、その時期を記載しましょう。

【解説37】

■保有設備・資器材、備蓄物資の品目や数量等を調査した時期を記載しましょう。

【解説38】

■地区内の保有設備・資器材、備蓄物資を調査の上、設置又は保管場所及び数量等を表14に記載しましょう。

参考1 用語解説

○統括管理者（再掲）…噴火時等の防災体制において、当該施設の全体を統括する者。施設管理者等が担うことが考えられる。統括管理者となる者が不在の場合や任務につけない場合も考えられるため、第1、第2の代理の者を定めておくことが重要である。また、管理者のみで運営している施設の場合は、情報班や避難誘導班の役割も担うことになる。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

ステップ7 いざという時のために必要な備えをしよう！②

② 建物内より安全な場所

当施設（〇〇ホテル）の建物内より安全な場所は下図のとおりである。今後、必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実に向けた手引き」を参考に、施設の強化に努める。

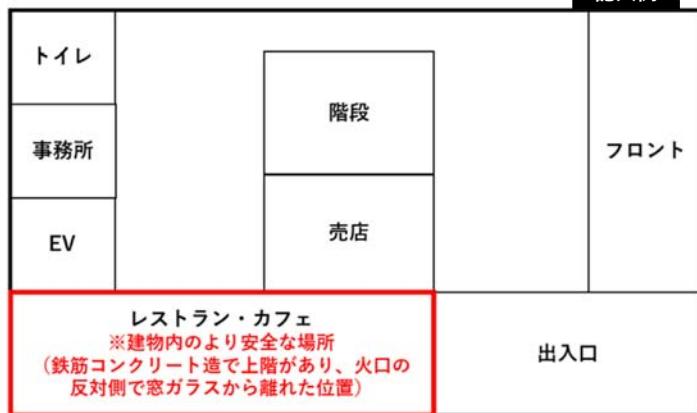


図7 〇〇ホテル内より安全な場所

作成上の留意事項

重要（ステップ7（(1)～(2)について）

「6. 資器材の配備等（必要な物資等）（1）当施設の保有設備、資器材、備蓄物資の状況」は、各施設にて作成するものです。

代表施設は、各施設への作成を依頼してください。

【解説39】

■下記に該当する建物がある場合には施設の全体又は建物の一部を、噴石等からの緊急退避スペースとしましょう。

○建物

- ・鉄筋コンクリート造等の堅牢な建築物
- ・屋根の補強された退避壕、あずまや等

○退避スペースの選定

図7を参考に、施設の平面図を作図し、諸室やスペースのうち、下記に数多く該当するものを優先的に退避スペースとします。

- ・スペースが火口側に面していないこと（噴石によるガラスの飛散や壁面貫通の可能性が低いこと）
- ・普段から、不特定多数の利用者等の出入りに適していること（レストラン等）。
- ・出入口で滞留しないよう、十分な開口部が確保されていること。
- ・機械設備や電気設備等のある立入禁止区域でないこと。

■既存施設を補強することにより、噴石等に対する衝撃耐力をより高めることができます。また、新規で退避壕等を設置する場合にも、兼用施設として費用対効果を高めることができます。

- ・活火山における退避壕等の充実に向けた手引き（内閣府（防災担当））

退避壕 火山 手引き 検索

参考1 用語解説

○屋根の補強（再掲） … 「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」等を参考に、噴石等の飛散物による被害を防止、又は軽減するために建物の屋根を高機能繊維織物等で保護等することをいう。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

6. 資器材の配備等 . . . P66参照

ステップ7 いざという時のために必要な備えをしよう！③

作成上の留意事項

（2）地区全体の施設整備・備品等の状況

① 資器材・備蓄物資

当地区で現在保有する避難誘導の際に必要となる資器材、緊急退避した従業員、利用者等のための備蓄物資は、下表のとおりである。代表施設は、毎年〇〇月に各施設に報告を求める、更新する。

表15 地区における資器材、備蓄物資一覧

記入例

資器材等	★〇〇 ホテル	〇〇 旅館	〇〇 土産物店	〇〇 食堂	〇〇 観光案内所	地区共同の 防災備蓄倉庫	合計
携帯用扩声器							
メガホン							
ヘルメット							
マスク							
水							
食料							
寝具・防寒具							
医薬品							
自家発電装置							
自家発電用燃料 (予備)							
予備電池							
懐中電灯							
電池式照明器具							
ポータブル火山ガス							
検知器							

★は、当地区内の代表施設を示す。

【解説40】

■ 資器材・備蓄物資等の状況について、各施設と協議のうえ、照会・更新する時期※を記載しましょう。
※照会する適切な時期は特にありません。
ただし、施設側の担当者が異動等により交代する直前等は、照会したことや、後任への引継ぎが疎かになる可能性があり、極力避けることが望ましい。

【解説41】

■ 各施設に照会した数量を記載しましょう。
また、共同の防災備蓄倉庫が地区内にある場合には、その数量を確認し、記載しましょう。

参考1 用語解説

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

ステップ7 いざという時のために必要な備えをしよう！④

作成上の留意事項

② 輸送手段の確保体制

当地区において、利用者等の搬送のために活用できる車両は以下のとおりである。

代表施設は、毎年〇〇月に各施設に報告書を求め、更新する。

表16 当地区における保有車両一覧

施設 車種	★〇〇ホテル	〇〇旅館	〇〇土産物店	〇〇食堂	〇〇観光 案内所	合計
普通車両	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台
バス小型	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台
バス大型	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台
貨物車	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台	〇〇台

★は、当地区内の代表施設を示す。

記入例

【解説42】

- 避難の際、確保可能な輸送手段について、各施設に照会・更新する時期を各施設との協議のうえ記載しましょう。

【解説43】

- 避難の際、確保可能な車両台数を、車種の別に記載しましょう。

代表施設は、緊急時における輸送手段（バス・タクシー）の確保については、あらかじめ、〇〇市及び協力機関と調整し確認しておく。

表17 輸送手段の協力機関一覧

機関・事業所名	所在	連絡先
〇〇交通(株)		
〇〇バス(株)		
〇〇タクシー		

記入例

③ 屋根が補強されている施設

当地区における、噴石等に対して屋根が補強されている又は鉄筋コンクリート造等の施設は、表9のとおりである。

【解説44】

- 突発的に噴火した時や噴火警戒レベル引き上げ時等の輸送機関について、協議・調整し、表17に記載しましょう。

参考1 用語解説

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係

ステップ8 火山防災に関する教育や訓練を計画しよう！

作成上の留意事項

【解説45】

■防災教育及び訓練計画に係る以下の事項を検討し、表18を参考に記載しましょう。

○研修・訓練の内容

実働型訓練や座学があります。高度な訓練を企画する必要はなく、例えば関係者と緊急避難ベースの確認、避難確保計画の読み合わせ会等は負担なく開催可能です。地区一体での開催が難しい場合は、市町村の担当窓口に相談しましょう。

○頻度

地区的規模、防災体制の規模等から決定します。ハイシーズン等の繁忙期は極力避けましょう。火山単独の訓練が困難な場合、地震や火災を想定した、既存の防災訓練の場を活用する、また火山にも適用可能な取組がないか確認しましょう。

グリーンシーズンとスノーシーズン等、利用者の形態、地区の使用形態に応じて実施頻度を決定しましょう。

○対象者

従業員を基本とし、必要に応じて施設利用者等へ参加を呼びかけましょう。

■火山現象への理解を深め、作成した避難確保計画に沿った訓練による検証や計画内容の更新を行いたい場合、国の制度（火山防災工キスパート制度等）を必要に応じて活用しましょう（市町村役場の担当窓口に相談しましょう）。

【解説46】

■利用者等への情報提供・啓発に係る以下の事項に関し表19を参考に記載しましょう。

○情報内容

情報提供・啓発を行うべき事項について記載しましょう。

○活用する資料

市町村に問い合わせ、該当する既存資料があればその名称を記載しましょう。

○周知方法

・掲示物による情報提供・啓発

人目につくところに平常時から常掲しておくことが有効な場合、掲示物が有効です。

・配布物による情報提供・啓発

突然的に噴火した時等に移動を伴う避難や自発的な情報収集活動を求める場合、配布物が有効です。

【解説47】

■火山活動に関する異変には一例として以下のものがあります。異変等を確認したら、地方気象台や市町村の担当窓口に相談しましょう。

・新しい場所での噴気の発生

・噴気・噴煙の量、においの変化

・河川や湖沼の水の量、色の変化 等

7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発

(1) 当地区における研修・訓練の実施

当地区においては、下表の研修・訓練を実施する。

表18 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者	記入例
勉強会	毎年〇月	防災対応要員	
情報収集・伝達訓練	毎年〇月	防災対応要員・利用者等（必要に応じて）	
避難誘導訓練	毎年〇月	防災対応要員・利用者等（必要に応じて）	
避難訓練（火山防災協議会主催）	適宜	防災対応要員	
研修会（関係機関主催）、防災講演会	適宜	防災対応要員、従業員	

(2) 避難確保計画の見直し

- ① 毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ② 施設や人事異動等で変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。
- ③ 訓練を実施した場合、及び計画を変更した場合は、〇〇市に報告する。

(3) 当地区における利用者等への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布を通じて利用者等への情報提供・啓発を行う。

表19 情報掲示内容等一覧

活用する資料	情報内容	周知方法	記入例
平面図（建物内より安全な場所・経路図）	建物内より安全な場所・退避経路	掲示	
避難先と避難経路図	施設周辺の避難経路・避難先	掲示	
噴火警戒レベルのリーフレット (気象庁作成)	規制の範囲や噴火警戒レベルとともに 防災対応	掲示と配布	
火山への登山のそなえ（内閣府作成）	噴火時等の心得、行動のしかた	掲示と配布	
火山活動解説資料	現在の噴火警戒レベル・火山活動状況	掲示	
〇〇火山防災マップ	火山現象の影響範囲や避難先・避難経路	掲示と配布	
火山に関するパンフレット・資料等	その他、火山防災に関する事項	掲示と配布	

(4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を〇〇市や〇〇地方気象台に伝達する。連絡先は、表8のとおりである。

参考1 用語解説

〇火山防災協議会…警戒地域を区域に含む都道府県及び市町村が設置する、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会をいう。

参考2 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引きとの関係